

重 要 事 項 説 明 書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えうる介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下、「介護予防支援等」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和３年高槻市条例第４２号。以下「条例」といいます）」及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要綱（以下「実施要綱」といいます）」第７条の規定に基づき、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

１ 介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 高志会
代表者氏名	理事長 高橋 弘充
本社所在地 (連絡先)	(法人登記簿記載の所在地) 高槻市三島江四丁目３８番７号 (連絡先部署名) 三箇牧地域包括支援センター (電話) 072-679-1770・1771 (FAX) 072-677-5319

２ ご利用者への介護予防支援等の提供を担当する事業所について

(１) 事業所の所在地等

事業所名称	三箇牧地域包括支援センター
介護保険指定 事業者番号	(指定事業者番号) 高槻市指定 ２７００９０００４２ 令和６年(2024)年４月１日～令和１２年(2030)年３月３１日
事業所所在地	高槻市三島江四丁目３８番７号
連 絡 先 相談担当者名	TEL:072-679-1770・1771 FAX:072-677-5319 三箇牧地域包括支援センター・担当: 北川 智子
事業所の通常 の 事業実施地域	(運営規程記載の市町村名を記載) 高槻市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要支援者等からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービス及び第1号事業（以下、「介護予防サービス等」という）を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者及び指定第1号事業者等（以下、「指定介護予防サービス事業者等」という）との連絡調整等その他の便宜の提供を行うこと。
運営方針	1 利用者が要支援状態になった場合においても、その状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮したものとします。 2 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。 3 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。 4 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 5 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。利用者の求めに応じて、複数の介護予防事業者等を紹介します。 6 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、障がい制度の事業者、他の居宅介護支援事業者、第1号事業所、介護予防サービス事業者、介護サービス事業者等との連携に努めます。 7 市町村で実施する地域支援事業及び介護給付と連続性および一貫性をもった支援を行います。 8 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況にかかる情報を受けた時、そのうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医、薬剤師に提供します。主治医に意見を求めた場合、サービス計画作成の際には当該サービス計画を主治医に交付します。 9 利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようあらかじめ説明します。 10 サービス担当者会議は利用者及び家族の参加を基本としつつ開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日（日・祝日、12月30日～1月3日除く）
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	(職名) 主任介護支援専門員 (氏名) 北川 智子	
職 種	職 務 内 容	人員数
主任介護支援専門員	地域での包括的ケアマネジメント支援業務（ケアマネージャー支援）等	2名
保 健 師 看 護 師	介護予防ケアマネジメント・ケアプラン作成業務等	1名
社 会 福 祉 士	高齢者の総合相談業務、権利擁護業務等	2名
介 護 支 援 専 門 員	ケアプラン作成等の介護予防支援業務等	3名
事 務 員	事務業務全般	1名

3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について

介護予防支援等の内容	提 供 方 法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	1ヵ月あたりの利用料（介護保険適用の場合の利用者負担）
①介護予防サービス計画の作成 ②介護予防サービス事業者等との連絡調整 ③サービス実施状況把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護（支援）認定申請及び事業対象者の手続きに対する協力、援助 ⑦相談業務	別紙に掲げる「介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、介護予防支援等の一連業務として、介護予防給付又は第1号事業支給費の対象となるものです。	介護予防支援費 又は介護予防ケアマネジメントA費 4,791円 初回加算 3,252円 委託連携加算 3,252円	介護予防給付又は第1号事業支給費の支給の対象となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。）

4 その他の費用について

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、次の額を請求いたします。 (1) 事業所から概ね片道 5km 未満 500円 (2) 5 km以上、1 km ごとに 100円
-------	--

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

担当者等が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす	
要支援認定者・事業対象者	概ね3ヶ月に <u>1</u> 回程度
※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、事業者が使用する担当者及び他の従業者、または計画原案作成等の委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（この説明書中で「担当者等」と表記します。）は利用者の居宅を訪問することがあります。 また、上記の訪問以外に、特段の事情がない限り、利用者に対する電話連絡を行います。（月1回程度）	

6 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用があった月の翌月 <u>10</u> 日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
②利用料、その他の費用の支払い	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の <u>20</u> 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

7 業務の委託について

この説明中の「3 介護予防支援等の内容、利用料・その他の費用について」における業務の一部の委託について	介護保険法第115条の23第3項及び実施要綱第4第1項の規定により、居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。
---	--

8 介護予防支援等の実施等における留意事項

利用者宅への立入について	事業者が指定介護予防支援等の実施および安全衛生等の管理上必要があると認められる場合は、事業者の使用する従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとる場合があります。 ただし、その場合事業者及びその使用する従業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしなければならないものとします。
利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合の取り扱いについて	利用者及びその家族と事業者が、指定介護予防支援等の内容について介護保険法令条例、実施要綱その他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 事業所は、事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。	① 虐待防止に関する責任者を選定 社会福祉士 平島 愛子 ② 虐待を防止するため委員会の設置、従業者に対する研修の実施 ③ 利用者及びその家族からの相談報告体制の整備 ④ その他虐待防止のために必要な措置
--	--

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
-------------------------	--

②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。
--------------	---

1 1 感染症予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。	① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。 ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。 ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的 to 実施します。
---------------------------------	--

1 2 ハラスメント対策について

ハラスメント対策について	事業者は、適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
--------------	---

1 3 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

- ① 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 4 事故発生時

事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5 損害賠償

損害賠償の対応について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、その損害の発生について、利用者の置かれた心身の状況を斟酌した上で故意又は過失が認められる場合は、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 6 介護予防支援等業務に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情受付窓口について

提供した指定介護予防支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します(下表に示す【事業者の窓口】のとおり)

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順	1 苦情の受付・記録、管理者へ報告します。 2 担当者及び管理者が事実の調査と対応方法の検討を行います。 3 迅速に改善策を立て、必要であれば全職員に周知し、改善策を実行します。 4 全過程を記録し、同様の問題が生じないよう適宜確認していきます。
-----------------------------	--

(2) 苦情申し立ての窓口

【事業所の窓口】 三箇牧地域包括支援センター	所在地 高槻市三島江四丁目38番7号 電話番号 072-679-1770・1771 FAX 番号 072-677-5319 受付時間 午前9時から午後5時まで
【市町村の窓口】 高槻市福祉指導課 高槻市長寿介護課	所在地 高槻市桃園町2番1号 受付時間 午前9時から午後5時まで 電話番号 072-674-7821 FAX 番号 072-674-7820 電話番号 072-674-7167 FAX 番号 072-674-7183
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX 番号 06-6949-5417 受付時間 午前9時から午後5時まで

1.7 その他運営に関する重要事項

① 本事業所は、介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備します。 ② 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとします。 (1) 任用時研修 任用後3か月以内 (2) 継続研修 年2回以上 ③ 本事業所は、指定介護予防支援等に関する諸記録として「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例第14条、及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要綱」第29条に規定する記録を整備します。 ④ この重要事項に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 高志会と本事業所の管理者及び高槻市との協議に基づいて定めるものとします。
--

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第42号）」及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要綱」第7条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	高槻市三島江四丁目38番7号	
	法人名	社会福祉法人 高志会	
	代表者名	理事長 高橋 弘充	印
	事業所名	三箇牧地域包括支援センター	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意しました。

利用者	住所	高槻市
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	